

Golf & Stretch HEARTY 会員規約

第1条(名称)

本施設は、Golf & Stretch HEARTY【以下「本施設」という】と総称する。

第2条(運営)

本施設の運営は株式会社 HEARTY(以下「会社」という)が行う。

第3条(目的)

本施設はスポーツを通じて健康の増進及び生きがいの創造に寄与し会員相互の親睦を密にし、品位あるゴルフライフを楽しむことを目的とする。

第4条(会員制度)

- 1.本施設は原則、会員制とする。
- 2.本施設に入会を希望される方は、本規約を承認し本規約に基づく諸契約を本施設と相互に締結しなければならない。
- 3.本施設はその自由な裁量により、入会申込みを承認又は承認しないことができるものとする。
- 4.会員期間は入会した日付(以下、「入会基準日」という)より翌月の入会基準日前日までの1ヶ月間とする。

第5条(会員資格)

- 1.本施設の趣旨に賛同し、規約同意書を提出した方、及び法人・団体。
- 2.刺青等がなく、暴力団・組関係、反社会的団体に関与していない方、及び法人・団体。
- 3.会員として、ふさわしい品位と社会的信用のある方、及び法人・団体。
- 4.健康状態に異常がなく、施設・設備の利用に耐えられると本施設が認めた方。

その他本施設が不適当と認める方の入会を断ることが出来る。

第6条(未成年者の取扱い)

未成年者が会員になろうとする時は、所定の書類に本人とその親権者が連署した上、申し込むものとする。この場合親権者は自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

第7条(入会手続)

- 1.本施設へ入会を希望する時は、所定の申込書により手続を行い、本施設の承認を得た上で所定の入会金及び月会費、初期登録料を本施設に支払うものとする。
- 2.前第5条(会員資格)を満たし、当該入会手続きを完了した方を会員と称する。

第8条(会員種類及び店舗施設の利用条件)

本施設は会員種類及び施設の利用条件を別表定めるものとする。

第9条(会員カード)

- 1.本施設は会員に対して所定の会員カードを発行するものとする。
- 2.会員は本施設を利用する際に、会員カードを提示しなければならないものとする。会員カードは記名式とし、本人のみの使用とする。
- 3.会員は会員カードを紛失または破損した場合には直ちに所定の手続を行ない、本施設に再発行を申請するものとする。尚、再発行については、再発行手数料として1,000円(税別)を本施設に支払うものとする。

第10条(入会金)

- 1.会員は入会に際し所定の入会金を支払うものとする。
- 2.入会金は理由を問わずこれを返還しないものとする。

第 11 条(月会費)

- 1.会員は所定の月会費をクレジットカード又は口座振替により入会基準日に本施設に支払うものとする。ただし、口座振替の場合は毎月 26 日に指定の口座より振替えるものとする。
- 2.会員は退会・休会をしない限りは所定の月会費を自動継続で支払うものとする。
- 3.本施設は一旦納入した月会費を、理由を問わず返還しないものとする。
- 4.会員は会員資格を有する限り、現実には店舗施設を利用しない場合も支払い義務が発生するものとする。

第 12 条(入会金、月会費、利用料等の変更)

会社は入会金、月会費、利用料等を、施行 2 ヶ月以上前に館内掲示することにより変更することが出来るものとする。

第 13 条(会員種類の変更)

- 1.会員は変更しようとする月の、入会基準日より 15 日前までに所定の届出書を本施設に提出することにより会員種類の変更が出来るものとする。
- 2.会員種類の変更申請が入会基準日の 15 日前以降の場合は、届出書提出の翌月入会基準日より変更となる。
- 3.月会費等の未納金がある場合には、これを完納しなければ会員種類の変更が出来ないものとする。
- 4.会員は会員種類の変更の際、1,000 円(税別)を変更手数料として本施設に支払うものとする。

第 14 条(除名)

本施設は会員が次の各事項のいずれかに該当すると認めた場合は、該当会員を除名することが出来る。その場合、速やかに会員カードを返還しなければならない。また、月会費その他の未納金がある場合それらを支払う責を負い、本施設はこれらを請求する権利を有す。

- 1.本施設の名誉を毀損し、本施設が他の会員に対して著しく迷惑行為があったと認めたとき。
- 2.会員規約及びその他の諸規則に違反したとき。
- 3.本施設の定める月会費・諸費用の支払いを 3 ヶ月以上滞納したとき。
(除名以前の会費・諸費用は本施設を利用しない場合も全て納入しなければならない。)
- 4.故意、過失に関わらず店舗の施設、設備機器等を破損したとき。
- 5.本施設内において営利、非営利目的を問わず売買行為を行ったとき(営業行為も含む)。
- 6.本施設が会員としてふさわしくない健康状態と判断したとき。
- 7.その他、本施設が社会通念に照らし、会員としてふさわしくないと認めたとき。

第 15 条(会員資格喪失)

会員は次の場合、会員資格を喪失するものとする。

- 1.退会されたとき。
- 2.死亡されたとき。
- 3.除名されたとき。
- 4.禁治産、準禁治産、破産宣告を受けたとき。
- 5.入会に際し虚偽の申告を行ったとき、または会員資格に抵触したとき。

第16条(責任事項)

- 1.会員は自己の責任において本施設の設備を利用し、本施設が禁じている行為、本施設の指導以外の利用方をした場合など本施設の責に帰さない事由により会員が受けた損害に対して、本施設はその損害賠償の責を負わないものとする。会員以外の本施設利用者についても同様とする。
- 2.本施設は会員の店舗利用に際して生じた盗難、紛失については一切損害賠償の責を負わないものとする。会員以外の本施設利用者についても同様とする。
- 3.会員は本施設利用中に自己の責に帰すべき事由により本施設または第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償の責を負うものとする。会員以外の本施設利用者についても同様とする。第20条(ビジター利用)に規定する同伴ビジターについては、会員が連帯して賠償の責を負うものとする。
- 4.会員が本施設利用中に怪我をした場合、本施設は会社で契約している損害保険の規約に準じて対応するものとする。

第17条(施設賠償責任)

会員は故意、過失に関わらず次の各事項のいずれかに該当した場合は実費にて賠償するものとする。

- 1.本施設の設備・機器等を破損したとき。
- 2.更衣室のロッカーキーを紛失した場合、3千円を本施設に支払うものとする。

第18条(届出の義務)

会員は住所、連絡先およびその他入会申込者記載事項に変更があった場合は、速やかに所定の届出書にて本施設に届けるものとする。

第19条(店舗施設の利用制限)

- 1.本施設は競技会、スクール等の諸行事又はその他会社が必要と認めた場合には、店舗設備の一部または全部の利用を制限することが出来るものとする。
- 2.本施設が必要と認めた場合には、会員の予約・利用時間を制限することが出来るものとする。
- 3.本施設は次の事項に該当する方の店舗設備の利用を禁止する。
 - (1)暴力団、組関係者、刺青者(ファッション性のあるものも含む)、及び本施設が不適当と認めた方、及び法人・団体。
 - (2)妊産婦。
 - (3)伝染病、その他他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
 - (4)一時的な筋肉の痙攣や、意識の消失などの症状を招く疾病を有する方。
 - (5)飲酒等により正常な設備利用ができないと認められる方。
 - (6)医師等により運動を禁じられている方。
 - (7)会員としてふさわしくない健康状態と本施設が判断した方。
- 4.本施設は心疾患、高血圧症、糖尿病等既往症のある者の店舗設備の利用に際し、医師等による診断書、本施設所定の承諾書等の提出を求めることが出来るものとする。
- 5.本施設が定める年齢に達しない者の店舗設備の利用を禁止することが出来るものとする。

第20条(ビジター利用)

- 1.会員が同伴する会員以外の者(以下「同伴ビジター」という)及び本施設が適当と認めた会員以外の者(以下「ビジター」という)は、本施設を利用することが出来るものとする。
- 2.本施設は必要に応じて同伴ビジターの人数を制限し、店舗設備の利用を制限することが出来るものとする。

3. 同伴ビジターの本施設の利用条件は同伴する会員のそれに準ずるものとする。
4. 会員は同伴ビジターの店舗設備利用中の行為について一切の責を負うものとする。
5. 同伴ビジター、ビジターは本施設の利用に際し、所定の利用料を支払うものとする。

第 21 条(諸規則の遵守)

1. 会員は本施設諸設備利用にあたり、本規約及び施設内諸規則を遵守しなければならない。
2. 会員は本施設諸設備利用にあたり、本施設スタッフの指示に従わなければならない。
3. 会員は本施設諸設備利用にあたり、施設内の秩序を乱す行為をしてはならない。
4. 第 20 条により、ビジターが本施設諸設備を利用する際も同様とする。

第 22 条(店舗の休業)

本施設は次の事由により本施設の一部又は全部を休業することが出来るものとする。

1. 天災、地変等の不時の災害その他により本施設の営業が適切でないと認められるとき。
2. 設備の点検、補修又は改修を行うとき。
3. 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき。
4. 夏季・年末年始の休業、その他本施設が休業を必要と認めるとき。

第 23 条(店舗の閉鎖)

本施設は天災地変・法令の改定改廃・行政指導・社会情勢・経済情勢の著しい変化やその他止むを得ない事由が生じた場合、本施設の設備の一部又は全部を廃止するか又はその利用を制限することが出来るものとする。

第 24 条(退会)

会員が、本契約を解約し退会しようとするときは、会員カードを添付のうえ、所定の届出書にて本施設に直接退会届を提出しなければならない。

1. 会員が退会しようとするときは、退会しようとする月の入会基準日の 15 日前(休館日除く)までに所定の届出書を提出しなければならない。尚、本施設はいかなる場合も、電話、メール等による退会を受けないものとする。
2. 会員は、退会届を提出した当月までの会費を支払うものとし、翌月以降の会費は免除される。尚、経過月の月会費に未納金がある場合は、これを完納しなければ退会できない。

第 25 条(改定、変更、追加)

本規約の改正は、本施設が必要に応じてこれを行うことが出来るものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。

HEARTY プリペイドカード 利用規約

第 26 条 (約款の趣旨)

株式会社 東都工業 (以下「会社」という。) は、HEARTY プリペイド カード (以下「カード」という。) をこの約款に従って取り扱うものとし、カードの所有者 (以下「会員」という。) は、この約款によりお取引をさせていただきます。

第 27 条 (カードが利用できる場合)

1. 会員は、カードを本施設で、ご利用可能金額の範囲内で、打席料、レッスンのお支払いにご利用いただけます。
2. カードは、ゴルフ用品など会社または本施設がカードのご利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払いにはご利用いただけません。

- 3、カードは、本施設に設置されている会社指定のカードリーダーにより、会社の定めた方法でご利用できます。
- 4、ご利用可能残高はレシート又は受付窓口にて確認できます。残高不足の場合には現金を追加してご利用ください。尚、一決済におけるカード使用枚数に制限がある場合があります。

第28条（カードが利用できない場合）

1. 次の場合には、カードをご利用いただくことができません。また、これにより生じた不利益に関して、会社は一切の責任を負いません。(1) カードが偽造、変造、再印刷または不正に作成されたものであるとき。(2) 会員がカードを違法に取得したとき、または違法に取得されたカードであることを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき。

第29条（カードを無償で再交付をする場合）

1、カードのご利用可能残高の読み取りができず、またはその記録に異常があった場合には、会員は、会社が定める方法でそのカードを提出し、カードの再交付を受けることができます。2、前項の取り扱いに際し、カードのご利用可能残高は、電磁記録、レシート面の印字および会社保存の記録等を総合して推計します。

第31条（カードを有償で再交付する場合 1）

カードの変形、消磁、破損等によりご利用可能残高の読み取りが不能の場合、会員は再発行手数料として本施設に1,000円(税別)を支払うことで再発行を受けることができます。

第32条（カードを有償で再交付する場合 2）

カードの盗難、または紛失された場合等には、会員は再発行手数料として本施設に1,000円(税別)を支払うことで再発行を受けることができます。

第33条（換金・転売・統合）

カードの換金、転売はできません。また、複数枚のカードを1枚に統合することはできません。

第34条（取り扱いの変更）

カードの取り扱いについて、この約款を変更する場合には、会社は一定の予告期間をおいて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は、変更後の約款を適用させていただきます。

附則

本規約は平成28年4月24日より施行する